

意見書

平成21年7月21日

総務省情報通信国際戦略局
情報政策課 御中

郵便番号 730-8575
住所 広島県広島市中区中町6番6号
氏名 広島テレビ放送株式会社
代表取締役社長 福島真平

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

項 目	意 見
3. 伝送サービス規律 (3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保	<p>(3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保</p> <p>重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定、それに事故情報の利用者等への周知の在り方について、放送事業者は常に放送事故を未然に防ぐべく放送設備の保守点検を実施し落雷や台風災害、それに事故停電等、放送事故防止のため設備の二重化等の対策をとっている。設備の維持義務・安全確保策については、そうした実情を十分に調査した上で、その必要性について規定すべきであり、慎重に検討を進め過度の負担を放送事業者に課することがないように要望する。事故情報の利用者等への周知の在り方については、重大な放送事故が発生した場合に放送事業者は速やかに総合通信局に連絡して、その後の原因調査、防止対策等の報告は行っている。利用者等への事故情報の周知の在り方に関して、その目的や周知の範囲、方法などの必要性を慎重に検討した上で取りまとめるべきと考える。</p>
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ②業務開始の手続等	<p>地上放送局は、これまで「ハード・ソフト一致の事業形態」によって地域の基幹放送の役割を果たしてきた。従って新法では、放送施設の設置者が放送の業務を行うことを希望した場合には、従来のビジネスモデル体系を維持し、「ハード・ソフト一致の事業形態」を持つ業者の希望が最優先されるよう明文化すべきと考える。</p>
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ③番組規律	<p>今回の「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申(案)」は、日本の経済・社会を元気にし、国民生活をより一層豊かにしていくために検討されてきたものと認識している。</p> <p>放送事業者が番組の種別と当該種別の放送時間を公表する案については、それは新たな制度で義務付けられるのではなく、放送の自主自律の原則の下で、放送事業者自らが公表方法等を含めて自主的に検討すべきことと考える。</p> <p>教育、教養、報道、娯楽、広告、その他の現行の番組種別も、放送の使命と役割を熟考しながら、現代社会に最もふさわしい種別を新しく設けることを含めて検討すべきであると考えます。</p> <p>ショッピング番組は、社会の高齢化や夫婦共稼ぎなど生活様式の変化により年々視聴者ニーズは高くなっている。その在り方については現状を考慮して、放送事業者が視聴者保護の観点を中心に、番組種別等の公表を含めて早急に検討すべきと考える。</p>

<p>4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ⑤再送信制度の在り方</p>	<p>⑤ 再送信制度の在り方 裁定制度は「受信者の利益」の保護と有線テレビジョン放送の健全な発達を図る目的で設けられた制度であり、著作権や著作隣接権、それに地域免許制度との不整合な点など放送事業者にとっては著しく不利で公平な制度とは言い難い。そのため現行の裁定制度は廃止すべきであると考えます。 また、区域外再送信問題は日本民間放送連盟と日本ケーブル連盟で合意した「区域外再送信の適切な在り方及び範囲」に沿って、当事者間の協議で解決を図るべきと考えます。</p>
--	---